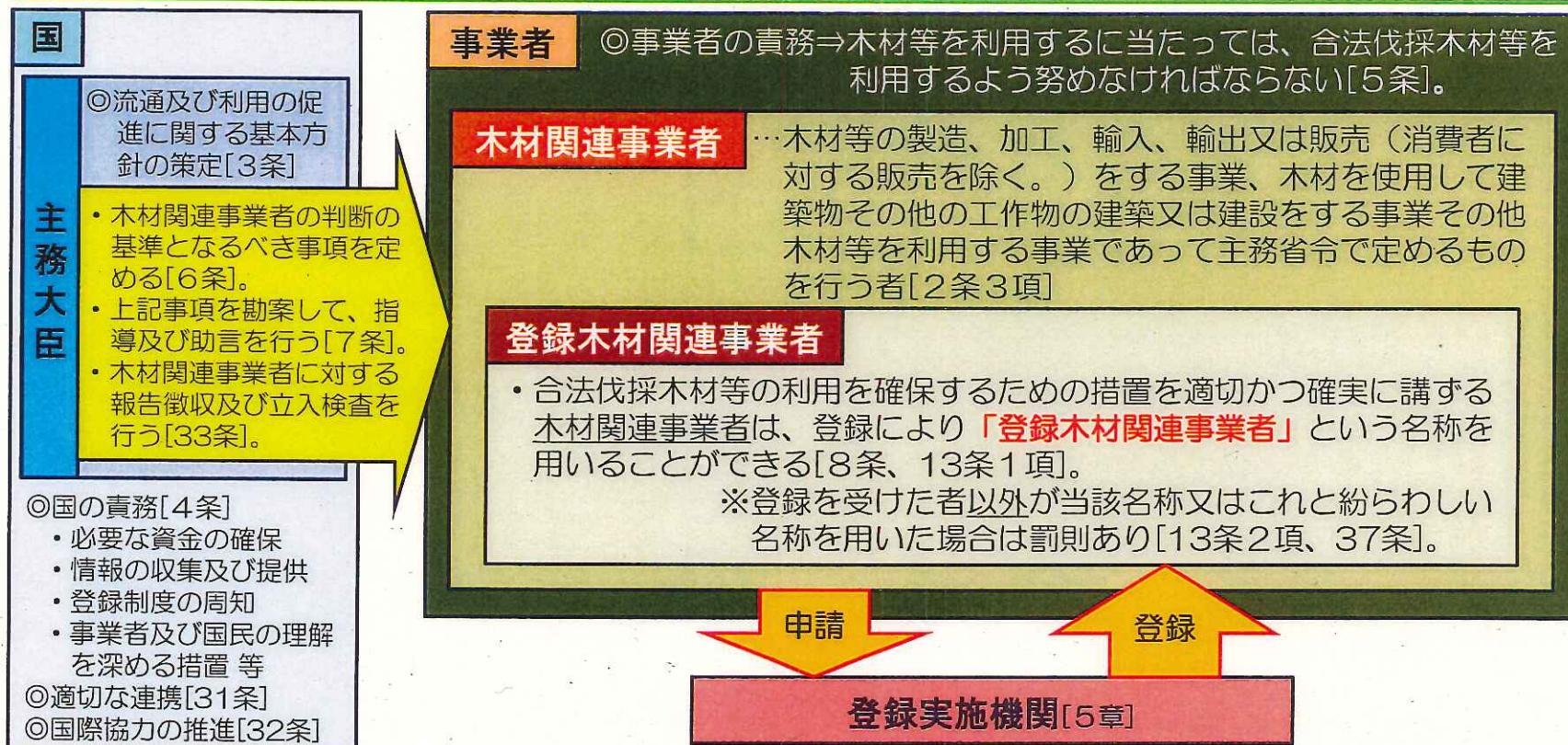


合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

定義

- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
- ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]



※ 施行日：公布の日から起算して1年を経過した日

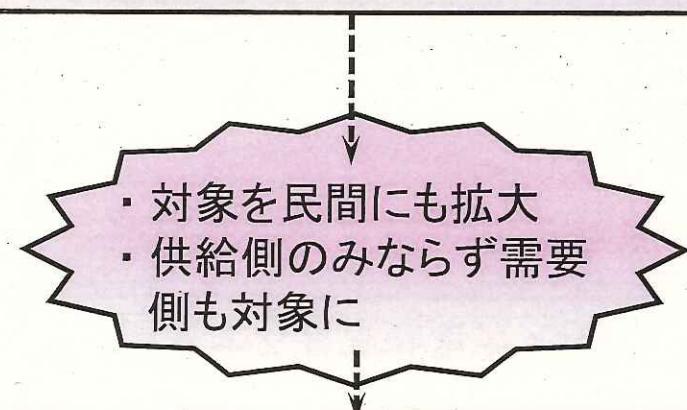
1. 違法伐採に関する最近の取組の経緯と海外の動き

○H17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

○H18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン(世界に先駆けて実施)

- ・合法性証明がグリーン購入法の特定調達品目(紙、家具、木材等)の要件に



合法伐採木材流通利用促進法

○欧米における法律の制定

- (米)レイシー法(2008)
- (欧)EU木材規則(2013)
- (豪)違法伐採禁止法(2014)

NGO等による違法伐採対策の法制化の働きかけ

○H28(2016) 伊勢志摩サミット 違法伐採根絶に取り組むことを宣言

サミット(5/26,27)、農業大臣会合(4/23,24)、環境大臣会合(5/15,16)

2. 合法伐採木材流通利用促進法による地球環境の保全への貢献

違法伐採

森林減少

地球温暖化等

違法伐採が地球温暖化に与える影響：違法伐採の懸念のある国を含む途上国の森林減少に由来する温室効果ガス排出量は、世界総排出量の約1割を占める。

〔違法伐採の定義が各国法令に依存。違法伐採材の特定も困難。〕

調査(TPP対策予算)

新法による対策

木材関連事業者による合法性の確認

(建設、紙、家具など川下の事業者も対象)

確認を確実に行う者の登録制度(任意)

合法性に不安が残るもの
証明書の偽造が疑われるもの
違法伐採の多発地域のもの

合法性確認のための追加的な措置
(取扱いを控えることも含む)

合法伐採木材等の流通・利用を促進

生産国における
違法伐採の減少

地球環境の保全への貢献